

	課題	要望事項(理由等)
税・財政改革	<p>◎財政健全化に向けて</p> <p>◎社会保障制度に対する基本的な考え方</p> <p>◎行財政改革の徹底</p> <p>◎消費税引き上げに伴う対応措置</p> <p>◎マイナンバー制度</p>	<p>◎財政健全化に向けて <b>(新規)</b></p> <p>財務省も認めるとおり、我が国は、自国通貨立ての国債であるため財政破綻することは、事実上ありえない。このため、財政健全化を目的とするプライマリーバランスの黒字化目標は無意味に等しく、健全化目標は、GDP比のみに修正すべきである。</p> <p>また、日銀の無制限国債購入決議は、評価するが財政出動を可能とするためにも実際の購入実行を望む。</p> <p>消費税増税の影響を受け昨年10月～12月のGDPは年率換算7.1%下落し、新型コロナウイルス感染拡大により、我が国のGDPは40%下落する恐れがあるため、現行の政府第1次補正予算の規模は、不十分である。財政出動による真水の景気対策を強化し、欧米の方針と同じく減少した国民所得(GDP)を補完し、事業継続を可能とする規模の第2次補正予算、必要に応じては第3次補正予算措置を講じない限り、国内経済と国民生活を守ることはできない。</p> <p>このため、国民および事業者への現行給付金・休業補償の拡大に加え、有事における時限立法として消費税0%の軽減税率に改正することで、真水約30兆円の補正予算規模と等しい経済効果が個人消費を支え、国民生活を守る最も有効な手段となる。</p> <p>◎社会保障制度に対する基本的な考え方 <b>(新規・継続)</b></p> <p><b>(新規)</b> 新型コロナ感染拡大により売上が激減している事業所の救済ため、社会保険料の徴収は当分の間減免すべきである。</p> <p><b>(継続)</b> 持続的な社会保障とするために、年金制度は保険料方式を基本とする。国民が安心して保険料を支払うようにするためにも、世代間による相互補助方式でなく自己積立方式により、年金制度の信頼を確保する。保険料を負担したものとししない者には相応の差ができるこ</p>

とはやむをえない。現状の社会保障費の負担と配分は低負担、高福祉を求めているものであり、当然に破綻が想定される。また、最低年金と生活保護との矛盾等を改善し、歳出面の見直しも行うべきである。~~財源は、消費税が適当であるが、目的税化は避けるべきである。~~

また、企業の社会保険料負担は、40歳以上を雇用した場合に約16%、40歳未満を雇用した場合約15%となっている。雇用者1名の月額給与の2か月分を負担していることになる。中小企業の法人の赤字割合が70%である現状をみると、現行の社会保険料負担は企業のキャッシュフローに与える影響が大である。この負担金が、赤字法人となっている要因のひとつであることは明らかである。資本金1億円以下の中小企業の雇用保険と労災保険を除く、健康保険と厚生年金の企業負担金を引き下げることを要望する。2013年度の国民年金加入者1805万人の国民年金保険料の納付率は前年より1.9%伸びたものの60.9%と依然として低く特に若年層(25歳～29歳)の納付率は49.9%に止まっている。保険料の引下げにより企業の負担を減らすことが新たに若年層の雇用を生みだし、国民年金保険料の未納額を減少させるとともに税収の増にも繋がることになる。

#### ◎行財政改革の徹底（継続）

- ① 国会議員、地方議会議員の削減
- ② 独立行政法人等、天下り先法人の見直しと天下り役員の給与削減と退職金の廃止。
- ③ 児童手当、高校授業料無料化に所得制限引き下げを行い、幼稚園等諸施設の充実化を図る。(雇用促進にもつながる)

#### ◎消費税引き上げに伴う対応措置

##### ①医療機関における消費税（損税）について（継続）

医療機関は、卸業者からの仕入れ時に消費税を払い、一方患者からは、消費税を受け取らないため、損をしているという誤解がある。薬価および特定保健医療材料の価格には、仕入れ時に支払う消費税相当額があらかじめ含まれている。しかし

			<p>ながら医療機関の支払う消費税については、税率5%から8%引き上げ時において3%から5%引き上げ時の補填不足は解消されないまま、マクロ的には適正に診療報酬に上乘せされた。今回10%引き上げ時においては、5%引き上げ時の本体部分の補填不足を解消すると共に抜本的な解決として現行の非課税制度を前提として、診療報酬に上乘せしたとされる仕入税額相当額を上回る仕入れ消費税を負担している場合には、その超過額の税額控除（還付）を認める制度の創設を要望する。</p> <p>②消費税率を引き上げる場合、複数税率（軽減税率）の適用を検討されているが、事業者の事務負担や税収確保等を考えると当分の間は単一税率とすべきである。（<b>継続</b>）</p> <p>③消費税率が適正に価格に転嫁されているかを監視する「転嫁対策調査官」を設置することになっているが、下請け企業は、元請け企業から提示された金額で受注をする場合が多い。これに意見することにより、継続取引を断られることを恐れ、「転嫁対策調査官」に申し出ることには、事実上不可能であると考えられる。</p> <p>また中小零細企業は、大企業との価格競争力が弱いため、消費税を販売価格に転嫁できず収益を圧迫することが懸念される。</p> <p>これらのことを踏まえ適正な価格受注及び転嫁がなされるよう、外税表示一本化とする即効性のある対策を打ち出すべきである。（<b>継続</b>）</p> <p>◎マイナンバー制度（<b>継続</b>）</p> <p>マイナンバーの利用については、税と社会保険料等の徴収に限定して行うべきである。利便性を重視しすぎるあまり、国民の金融資産を危険に晒すリスクを負うことは避けるべきである。</p>
<p>経済活性化と中小企業対策</p>	<p>◎法人実効税率の在り方</p> <p>◎中小企業の活性化に資する税制措置</p> <p>◎事業承継税制の拡充</p>	<p>◎法人実効税率の在り方（<b>一部文書修正継続</b>）</p> <p>法人税減税の目的は国際競争力を高めるためではあるが、喫緊の課題は国内のデフレ脱却にある。法人税実効税率の引き下げが、<b>国際競争力をどれ程高めることになるのか疑問が残る。減税は、内部留保および株価の上昇による機関投資家の配当に寄与するなど限定的であり、減税により直接、我が国の経済成長を喚起できない現状にお</b></p>	

			<p>いて、<b>また</b>、国内の税収を維持する面において凍結しても良いと思われる。</p> <p>◎中小企業の活性化に資する税制措置 熊本県連税制委員会の集約意見による</p> <p>◎事業承継税制の拡充（継続）</p> <p>①平成25年度の改正により通産省の認可が廃止され、親族以外への後継者の要件が撤廃されるなど、法人会の要望が実現し、事業承継税制の拡充については一定の評価を得た。</p> <p>②財産税である相続税は本来課税対象となった相続財産で納付を完結すべきものであるため、納付困難な要件の判定から納税者固有の財産を除外すべきである。金銭一時納付が困難な場合において延納又は許可限度額の計算においては、納税者固有の財産を含めるべきではない。</p>
	地方のあり方	<p>◎地方創生</p> <p>◎道州制の導入（地方への権限と税源移譲）</p>	<p>◎地方創生（継続）</p> <p>地方創生のための地方拠点強化税制の施行により、中央の企業から地方への誘致が進み、若者の地方離れを止め、地方経済の活発化が進むことに期待したい。</p> <p>◎道州制の導入（地方への権限と税源移譲）（継続）</p> <p>消滅可能性都市の増加を食い止め、日本経済の発展を図るためには地方創生は不可欠であり、小さな政府と地方分権の実現及び地方への権限と税源移譲が必要である。また出生率低下、労働人口の減少や首都圏での大地震等自然災害により、日本経済への打撃を回避するためにも東京をはじめとする大都市への一局集中の流れを変えるこれらの施策の早期実現は重要である。</p>
税目別	法人税関係	役員給与の損金算入の拡充等	熊本県連税制委員会の集約意見による
	個人所得税	所得税のあり方等	<p>◎所得税のあり方等（継続）</p> <p>熊本県連税制委員会の集約意見による</p> <p>○諸控除の見直し</p> <p>老年者控除の復活（継続）</p> <p>平成16年度の税制改正で、老年者控除（65歳以上の者）が廃止され、合わせて老年者に対する公的年金控除の上乗せ措置が廃止された。この改正により、老年者の税負担は非常に重くなり、更に年金受給額も減額され、生活をして</p>

		<p>いくうえで厳しい状況に追い込まれている人が増えている。65歳以上の者で、合計所得金額が1000万円以下の者に老年者控除50万円を復活させるべきである。</p> <p><b>寡婦・寡夫控除の見直し（継続）</b></p> <p>寡婦・寡夫控除については男性と女性に所得要件や、扶養の有無によって差がある。この制度が創設された時に比べて社会環境、生活環境が大きく変化してきている。男性、女性によって差を設ける必要はなく、要件等を同じにすべきである。</p>
相続税・贈与税関係	相続税・贈与税（継続）	<p><b>相続税・贈与税（継続）</b></p> <p>土地建物等の譲渡損益とその他の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。このことは、税制上の基本原則である応能負担原則に反している。この規制によって個人が土地建物等を譲渡して債務の返済を行う上で大きな障害になっている。</p>
地方税関係	固定資産税の抜本的見直し 等	<p>熊本県連税制委員会の集約意見による</p> <p><b>（新規）</b></p> <p><b>コモンズ協定の締結による空き地有効利用のための駐車場に対する固定資産税について減免を拡大してほしい。</b></p>
その他	震災復興	<p><b>災害対策税制（継続）</b></p> <p>災害で発生した雑損失の繰越控除については、震災特例法に示された5年と区切るのは、被災者の救済の措置としては、十分でない。繰戻還付で控除しきれない損失については、控除が完了する期限までとし、被災者を救済すべきである。</p> <p>熊本県連税制委員会の集約意見による</p>
	租税教育 等	熊本県連税制委員会の集約意見による
	資産課税	<p><b>（新規）</b></p> <p><b>償却資産課税の廃止。</b></p> <p><b>自治体ごとの対応にばらつきがあり、20万円未満の一括償却資産については課税されないものの20万円未満であっても措置法30万未満の少額資産には課税されるなど課税根拠にもばらつきが見られる。企業の設備投資意欲にも影響がある。</b></p>
	法人税	<p><b>（新規）</b></p> <p><b>宗教学法人及び遊技場（パチンコ店）への課税を実施及び強化すべきである。</b></p>